

草津市地球温暖化対策実行計画 概要および次期計画策定審議経過

草津市地球温暖化対策実行計画

(第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト)専門部会 事務局

<草津市 環境経済部 温暖化対策室>

令和6年7月1日(月)

- (1) 実行計画概要
- (2) 第1回専門部会報告(令和6年2月16日開催)
 - ・部会長・副部会長の選任について
 - ・現 実行計画と次期 実行計画の骨子(案)の比較
- (3) 第2回専門部会報告(令和6年5月17日開催)
 - ・次期計画の目標について
 - ・次期計画の取組項目について
- (4) 審議経過まとめ
- (5) 今後の予定

(1)実行計画概要

◆草津市地球温暖化対策実行計画(草津市地球冷やしたいプロジェクト)

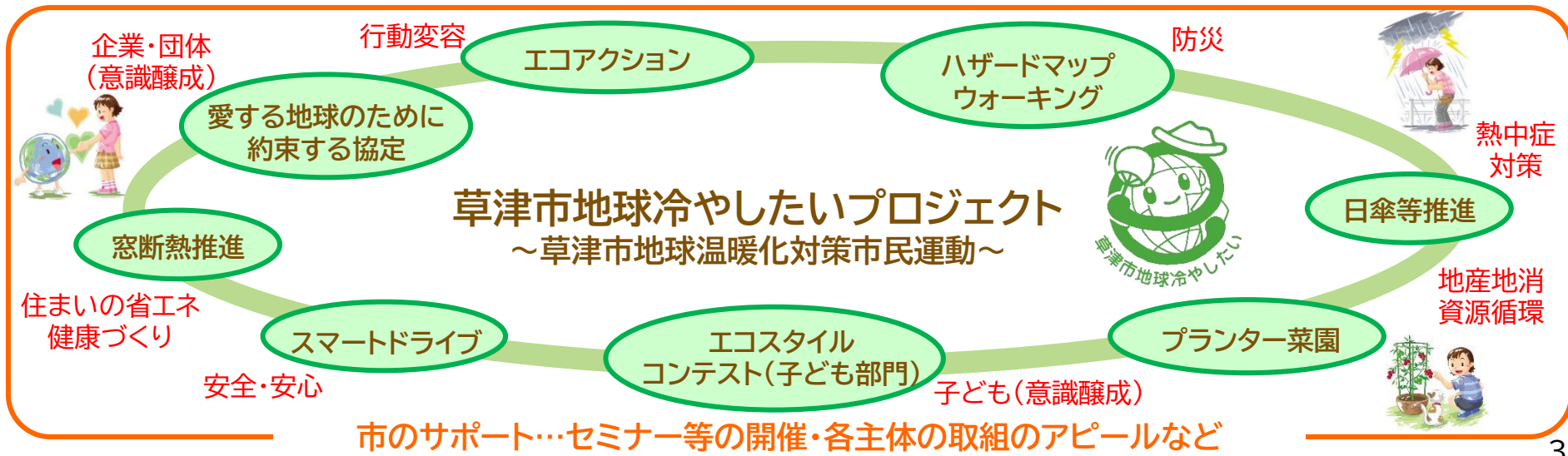
●現計画(第4次)・・・2つの基本方針(緩和策/適応策)・8つの重点アクション

基本方針	施策の方向性
1 未来へつなぐ低炭素スタイルの推進	〔1〕 日常生活と事業活動における低炭素対策の推進
	〔2〕 建物、施設における低炭素対策の推進
	〔3〕 自動車における低炭素対策の推進
	〔4〕 環境学習・活動の推進
2 安全安心な暮らしに向けた適応の推進	〔1〕 災害に関する対策の推進
	〔2〕 健康に関する対策の推進
	〔3〕 自然環境に関する対策の推進

出典:実行計画(区域施策編) p24から抜粋

<第4次草津市地球冷やしたいプロジェクトにおける重点アクションのイメージ>

※重点アクション…「身近で気軽に取り組めるもの」「市民・事業者・団体・市が協働で取り組むことが可能なもの」



◆強化・新規項目について

次期計画(第5次)は、改正地球温暖化対策推進法を踏まえ、国の策定マニュアルに記載されている要件を満たした計画とし、**2050年カーボンニュートラル**実現に必要な国の支援(交付金等)の取り込みも可能となるよう、次の視点により策定します。

【現計画に加え新計画に盛り込む内容】

強化項目

- ・市域の再生可能エネルギー導入ポテンシャル
- ・CO₂排出量削減に向けた具体的な数値目標
- ・施策実施によるCO₂削減量や目標達成のための行程表 等

新規項目

- ・地域脱炭素化促進事業(再エネを積極的に導入するエリアの設定等)に関する事項

(2) 第1回専門部会報告

【現計画の構成】

【国が示す次期計画(区域施策編)の構成】

(国の策定マニュアルより)

現計画の骨子	現計画の記載概要	次期計画の骨子(例)	次期計画構成要素(例)	現計画と次期計画との比較	次期計画における記載イメージ
計画策定の背景 計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 区域の特徴については「滋賀県や草津市への地球温暖化の影響」でわずかに記載があるのみ。 「草津市の動向」に関する記載なし。 	①計画策定の基本的事項・背景・意義	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の背景・意義 区域の特徴(自然的社会的条件及び各主体の特徴等) 計画期間 推進体制 	強化 区域の特徴として再エネポテンシャルの記載等が新たに求められる。	<ul style="list-style-type: none"> 区域の特徴…草津市域の再エネ導入ポテンシャル 太陽光●●万kW
温室効果ガス排出状況とこれまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ●●部門からの排出量は●●%減少したが、●●がその要因であると考えられる。 	②温室効果ガスの排出推計・要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 区域の温室効果ガス排出状況 	変更なし ただし、最新の統計データの解析が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ●●部門からの排出量が●●tと多く、統計データとの相関から●●が要因と考察。
('計画の基本的事項'の章に'計画の目標')	<ul style="list-style-type: none"> 「国および滋賀県の削減目標の達成に寄与すること」という記載。(具体的な数値目標なし) 	③計画全体の目標	<ul style="list-style-type: none"> 計画の目標【具体的なCO2削減数値目標】 	強化 具体的な数値目標の記載等が新たに求められる。	<ul style="list-style-type: none"> 2030年度までに●●t削減
目標達成のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施策体系に基づく取組の内容の項目出し。 【例】日常生活と事業活動における低炭素対策の推進 冷暖房、照明機器などの無駄な利用の抑制。 ※別の章立てとして、重点アクションを記載。 	④温室効果ガス削減等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> 各主体に期待される対策 地方公共団体が実施する施策(再エネ利用促進等の施策) 施策の実施に関する目標【排出部門ごとの施策の整理、施策ごとの数値目標、行程表】 	強化 施策を実施したことによるCO2削減量や目標達成のための行程表等が新たに求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ●●部門の排出量を削減するため、●●を実施し、その結果●●t削減を見込む。 ●●t削減を達成するため、●年までに●●、●年までに●●を実施する(行程表)。
		⑤地域脱炭素化促進事業に関する内容【市町村による再エネ導入推進エリア設定・事業認定等】	<ul style="list-style-type: none"> 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項(促進区域、地域の環境保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等) 	新規 地域脱炭素化促進事業は、R3年度の法改正により追加された要件。	<ul style="list-style-type: none"> ●●(エリア名)を促進区域に設定し、再エネの積極的導入を進める。 ※国費取込に最も必要とされる規定。
('目標達成のための取組'の章に'計画の進行管理')	<ul style="list-style-type: none"> ●●でPDCAサイクルを実施 	⑥計画の実施および進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 区域施策編の実施および進捗管理 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ●●でPDCAサイクルを実施

(2)第1回専門部会報告

◆次期計画の取組項目(案)

カテゴリー	部門等	取組項目(案)
緩和策	産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・水産業の生産力向上と持続性の両立、および地産地消の推進 ・環境と経済の好循環の実現に向けた産業分野における脱炭素取組と新たなイノベーション創出の支援
	業務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災対策と脱炭素化を同時実現する防災拠点への自立・分散型エネルギーの設備等の導入 ・省エネ診断士等による企業への省エネ・節電行動の働きかけ ・企業への省エネ・再エネ設備等導入補助制度の活用促進
	家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ住宅の普及促進 ・うちエコ診断士等による市民への省エネ・節電行動の働きかけ ・一般住宅への省エネ・再エネ設備等導入補助制度 ・地球温暖化対策市民運動の構築とゼロカーボンアクション啓発活動の展開
	運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートドライブ(エコドライブや次世代自動車の普及)の推進
	廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> ・更なるごみの減量・リサイクルによる資源循環型社会の構築
適応策		<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応策としての熱中症対策や防災対策等の強化
その他(全般)		<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンによる健幸都市宣言への貢献 ・ウォーカブルな都市空間の形成の推進 ・地域の合意形成に基づく再エネ促進区域の設定
市の事務事業		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における積極的な省エネ化・ZEBやZEHの導入検討 ・公共施設への再生可能エネルギーの導入 ・公用車の電動化の率先実行

(2)第1回専門部会報告

◆(参考)再エネ促進区域について

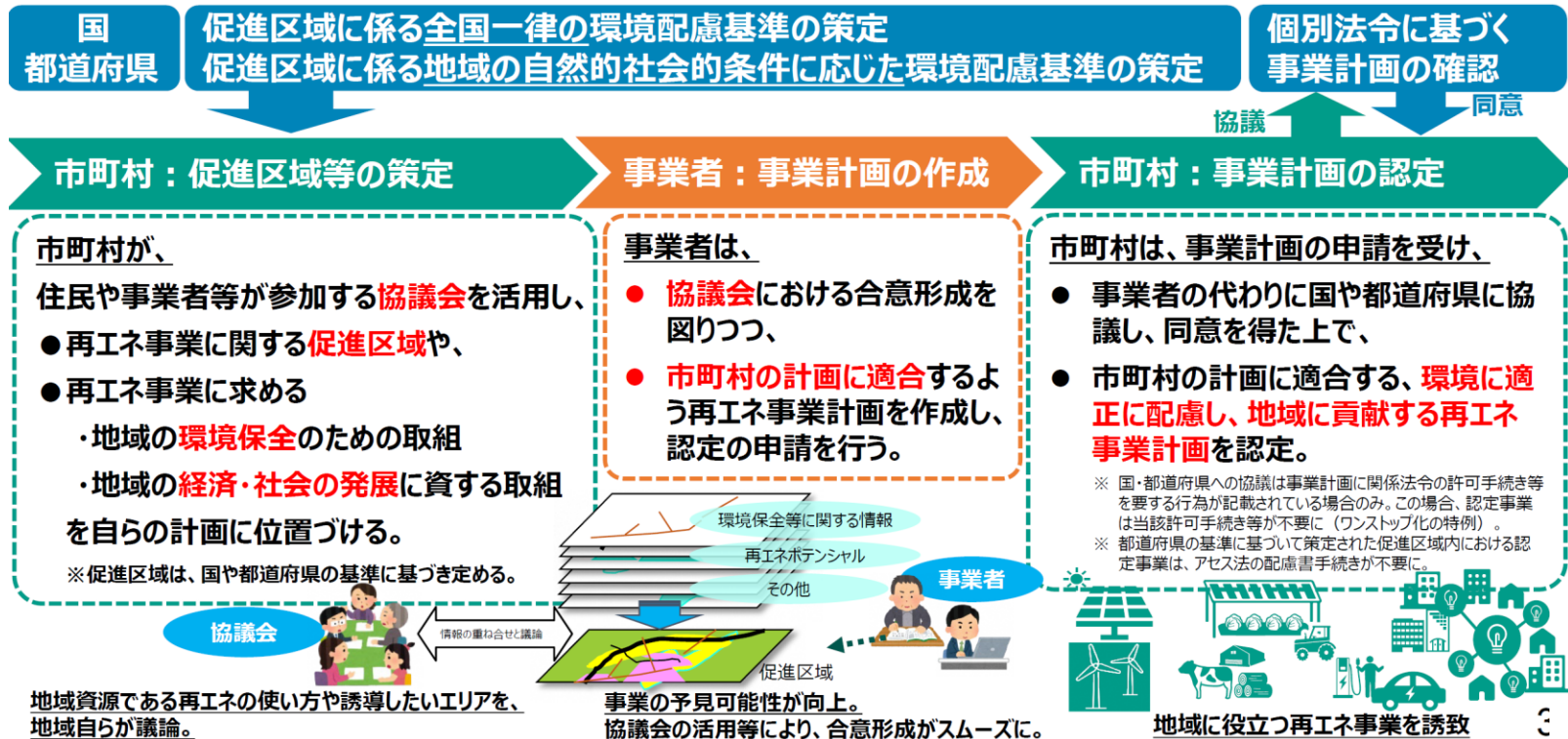
現計画策定後に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の新しい規定として、市町村に対し、実行計画において**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項(再エネ促進区域等)**を定めるよう努めることとされました。

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが2022年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ

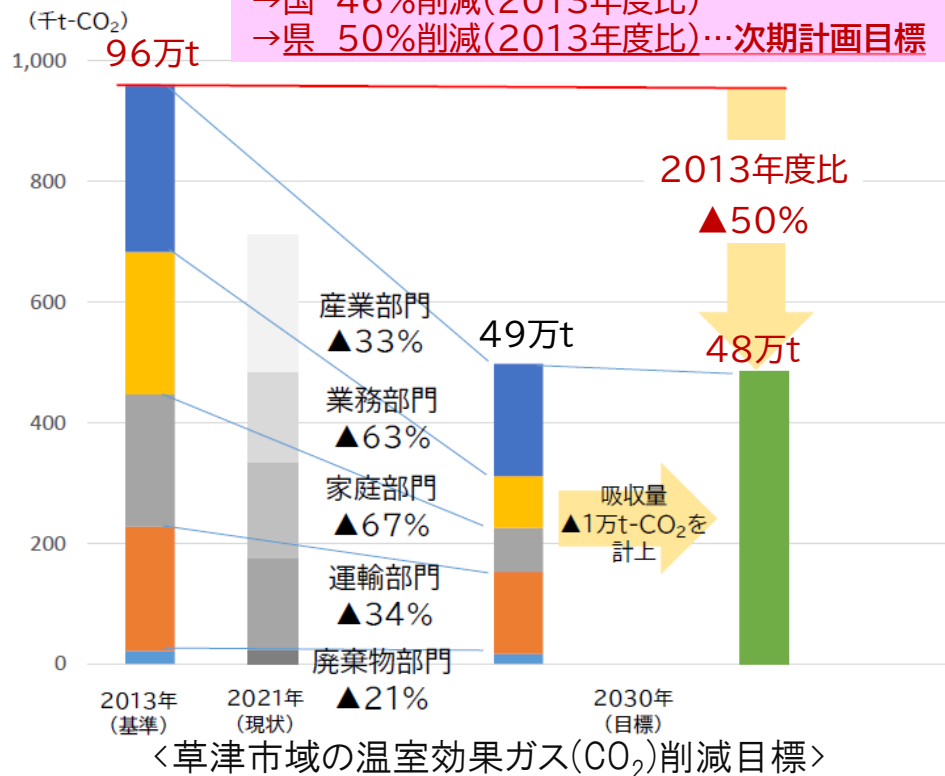


(3)第2回専門部会報告

次期計画では、草津市の温室効果ガス削減目標を**50%削減**とします。
これは、滋賀県の削減目標との整合を図ったものです。

◆次期計画の全体目標(案)

現計画の目標…国・県の削減目標の達成に寄与
→国 46%削減(2013年度比)
→県 50%削減(2013年度比)…次期計画目標



【参考】市の率先行動(事務事業編)目標

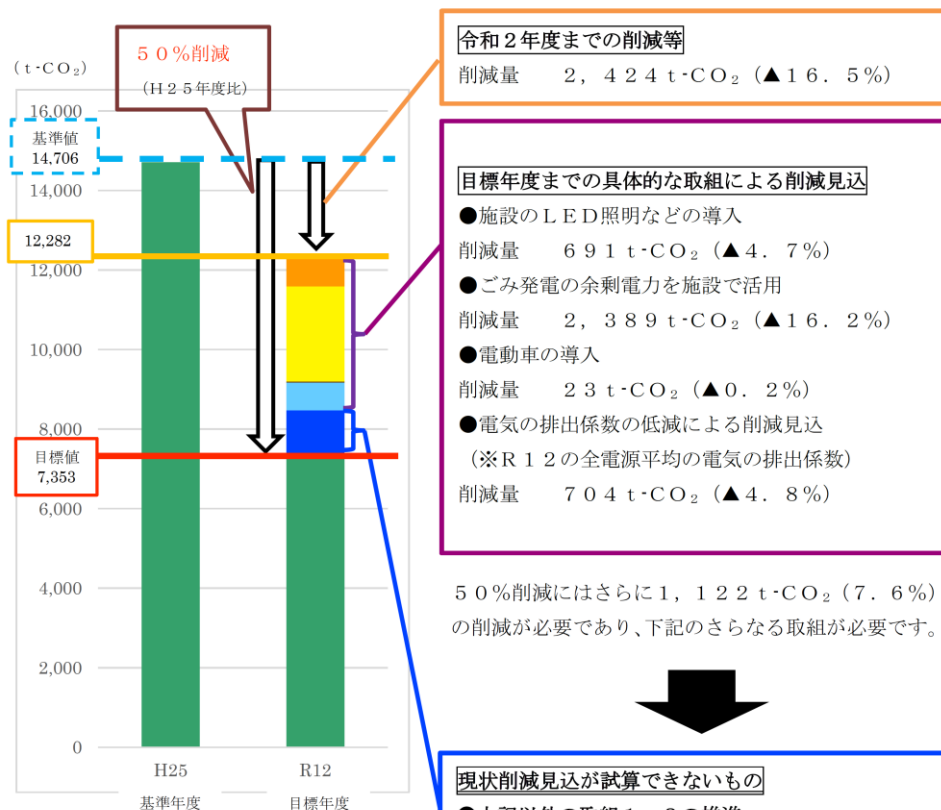


図6 各取組による削減量の目安

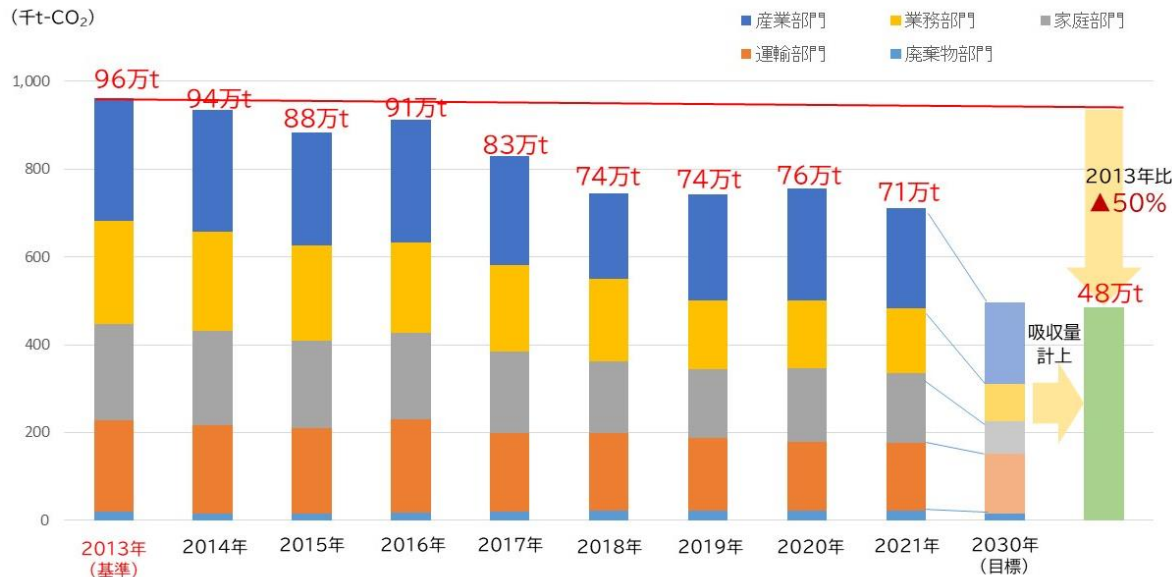
出典:実行計画(事務事業編) p14から抜粋

【県が50%に設定した理由】

「現状や再エネ等のポテンシャルを踏まえたうえで、環境先進県として、県民や事業者と一緒に努力してめざしていく目標設定をした。」

(3)第2回専門部会報告

◆これまでの実績評価に基づく次期計画の目標・施策の考え方



いずれの部門も排出量は減少傾向にあります。現状の削減目標(案)で、目標設定が高い**業務部門・家庭部門**を中心に対策の強化を検討します。

【業務・家庭部門の削減目標が高い理由】
「技術の進展や企業努力により、産業部門は削減の余地が少ないため、国の温暖化対策計画において、業務・家庭部門の削減目標を高めた。」(環境省)
⇒国の温暖化対策計画をベースに、県・市も削減目標を設定したため。

＜草津市域の温室効果ガス(CO₂)排出量経年変化(滋賀県推計データを加工)＞

＜草津市域の温室効果ガス(CO₂)50%削減目標(案) 詳細＞

単位: 万t-CO₂

	2013年	2030年		2013→2030年		
	実績	排出量(目標値)	部門別削減目標	削減量	(うち省エネ分)	(うち排出係数分)
温室効果ガス総排出量	96	50	-48%	46	25	21
エネルギー起源CO ₂ 排出量	94	48	-49%	46	25	21
産業部門	28	19	-33%	9	7	3
業務部門	24	9	-63%	15	7	8
家庭部門	22	7	-67%	15	5	10
運輸部門	21	14	-34%	7	6	1
廃棄物部門	2	2	-21%	0.5	-	-
吸収量	0	-1	-1%	-	-	-

計画目標値 排出削減量 46 - 森林吸収量 = 48 **50%**

■各種対策による削減見込

省エネ分…エネルギー削減で減らす分

排出係数分…電気のCO₂排出係数が下がり減る分

(3)第2回専門部会報告

◆目標設定・今後の実績評価のイメージ

↓**按分データ**
(県から提供される推計値)

家庭部門
削減量
15万トン-CO2

=

省エネ分
5万トン-CO2

+

排出係数分
10万トン-CO2

↓市民・市内事業者の努力が
直接的に反映されない分
(市でCO2排出削減目標は設定できない)

↓**按分データ**

5万トン-CO2

↓**按分データ**

10万トン-CO2

↓**積み上げデータ**

3トン-CO2

取組項目「うちエコ診断受診」
による削減 3トン-CO2

KPI例:うちエコ診断
実施件数(世帯数)
1世帯あたり0.03トン-CO2削
減(年間)×100世帯

その他取組項目の
実施等による削減

計算方法が
異なるので、
比較しない

KPI例:地球温暖化
対策に取り組む
市民の割合

KPI:ここでは、次期計画の進捗管理指標とする

KPI例:太陽光発電
(住宅)設備容量

その他取組項目の
実施等による削減

(4) 審議経過まとめ

- 次期計画の全体目標や排出部門ごとの目標は、国・県との擦り合わせを行い、按分で設定します。
 - ▶市域全体で2030年度までにCO2排出量50%削減
- 市民の皆様が、自分自身の行動変容で、どれだけ削減できたかを認識し、次期計画に皆で取り組もうとする意識を広げるため、取組項目には積み上げで実績を評価するものも取り入れます。
- 目標設定の高い業務・家庭部門を中心に取組の強化を図ります。
- レジリエンスの強化など、他の地域課題との連携を図ります。

取組項目のポイント

- ①市民がわかりやすい丁寧な表現で伝える。
- ②市民が取り組みやすいものを取り入れる。
- ③草津らしさを取り入れる。

(5)今後の予定

令和6年10月下旬を目途に、審議会の皆様に、計画の素案をお示しできるよう、引き続き、専門部会にて計画骨子の審議を進めます。

草津市地球温暖化対策実行計画-第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト- 策定スケジュール

